

第82回福山市農業振興地域整備促進協議会の会議概要

日時：2019年(平成31年)3月20日(水)9時00分～9時50分

場所：福山市役所本庁舎 行政棟8階 81会議室

1. 会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
 - 第1号議案 2018年度(平成30年度)農業振興地域農用地利用計画の変更状況について
 - 第2号議案 福山市金江地域の農業の振興に関する計画(27号計画)について
 - 第3号議案 福山農業振興地域整備計画の見直しについて
- 4 閉 会

2. 出席者

委員	熊谷 寿人	福山市議会議員
〃	山本 信之	福山市農業委員
〃	岡本 卓也	福山市農業委員
〃	安原 理雄	福山市農業委員
〃	須藤 薫雄	福山市農業委員
〃	佐藤 宏	福山市農業協同組合代表理事専務
〃	占部 浩道	福山市農業協同組合代表理事常務
〃	岡田 克彦	福山市土地改良区代表副理事長
〃	小野田 正弘	福山市土地改良区副理事長
〃	児玉 信義	福山市土地改良区副理事長
〃	松浦 岑生	福山市土地改良区副理事長
〃	児玉 利昭	福山市土地改良区理事
〃	増成 隆之	深安郡神辺土地改良区理事
〃	粟井 英次	広島県東部森林組合代表理事組合長
事務局	浦部 真治	福山市 経済環境局 経済部長
〃	小林 直登	福山市 経済環境局 経済部 農地課長
〃	林 茂晃	福山市 経済環境局 経済部 農地課 次長
〃	梅田 勝巳	福山市 経済環境局 経済部 農地課
〃	田川 能規	福山市 市民局 松永支所 松永建設産業課長
〃	結城 義博	福山市 市民局 北部支所 北部建設産業課長
〃	松井 浩二	福山市 建設局 土木部 沼隈建設産業課 課長補佐
〃	小島 一人	福山市 市民局 神辺支所 神辺建設産業課 産業担当次長

3. 会議概要

議 題

第1号議案 2018年度（平成30年度）農業振興地域農用地利用計画の変更状況について

（事務局） 資料を基に、2018年6月受付分、2018年12月受付分について、各案件ごとに法令上の基準に基づき審査を行い、除外基準を満たしているものについて受付を行い、農用地利用計画の変更を行うものであることを説明。

（議長） 質問、意見等はございませんか。

（委員） なし

（議長） 原案のとおり承認とします。

第2号議案 福山市金江地域の農業の振興に関する計画（27号計画）について

（事務局） 資料を基に、施設の利用状況等について説明。

（議長） 質問、意見等はございませんか。

（委員） なし

（議長） 原案のとおり承認とします。

第3号議案 福山農業振興地域整備計画の見直しについて

（事務局） 資料を基に、農業振興地域整備計画の変更方針及びスケジュールの説明。
農振除外案件については、2020年度より除外基準の変更を行い、協議会に諮問し判断を行うこと等を説明。

（議長） 質問、意見等はございませんか。

（岡田委員） 金江・柳津地区の構造改善事業について見直しが可能なのか。

（事務局） 基盤整備事業の実施区域については、制度上農用地区域から除外することが困難であります。

（議長） 他に意見等はございませんか。

（粟井委員） 事務局からの提案については賛成しますが、神辺・北部地域の開発が進んでおり、市街化区域と調整区域のあり方を含めた市全体の発展との調整を図る必要があると思います。

（事務局） 市街化区域については、立地適正化等都市部の計画をとの整合を図り、調整区域等については、基礎調査を実施した後、農業振興のあり方等について具体的な計画を策定していきたいと考えております。

見直しに際しては、庁内に検討委員会を設置し、都市部、企画政策部の地域活性化担当も参画し、農業振興施策に限らず、地域振興の視点も含めて検討を行う予定としております。

（議長） 他に意見等はございませんか。

（児玉利昭委員） 当初は申請どおりに転用が行われるが、転用後極めて短期間のうちに住宅等に変更されるケースがあり、特に排水について問題が起こっておりますが、市はどのように解決するつもりですか。

（事務局） 福山市土地改良区、深安郡神辺町土地改良区からも排水についての配慮が欠けているのではないのかとの指摘があります。このことについては、ご指摘を踏

まえたうえで、見直し検討委員会において、都市計画の視点、地域活性化の視点、農業振興の視点等を踏まえた計画を策定していく方向で協議を行っています。

また、来年度の本協議会に経過報告を行うと伴に、ご意見をいただきながら、計画を策定していく予定としております。

(議長) 他に意見等はありませんか。

(安原委員) 北部地域でも資材置場が直ぐに住宅になる事象が多々あり、農業委員会としても問題があると思っております。基準の見直しについて検討をするべきである考えます。

(事務局) 除外要件の見直しを行うことにより、資材置場の用途としての除外が出来なくなりますので、委員が懸念されていることは起こらなくなります。
また、資材置場については、一時的な利用に限りますが、3年以内での利用は可能となっております。

(議長) 他に意見等はありませんか。

(委員) なし

(議長) それでは、裁決を行いますので、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 全員挙手

(議長) 全員挙手により第3号議案は原案のとおり決定いたします。

(議長) 本日予定しておりました議案については全て審議が終了いたしました。

以上